

# (仮称)横浜市 開港記念日条例 の制定について 皆様のご意見を募集します！

開港記念日を6月2日とすることについては、市会の会議録によれば、昭和3年に議決されていますが、明文化されておらず、法的根拠が明確になっていません。

横浜市にとって大切な日である開港記念日について、横浜が大都市へと発展した歴史についての理解を深め、将来にわたる横浜の発展を期する日と定めるとともに、開港記念日の趣旨にふさわしい取組を継続していくため、条例の制定を検討しています。

このような趣旨で条例を制定することについて検討するため、皆様のご意見をぜひお聞かせください。

## (仮称) 横浜市開港記念日条例（素案）

### (趣旨)

第1条 横浜が開港を契機に経済的及び文化的活動の拠点となる大都市へと発展した歴史についての理解を深め、将来にわたる横浜の発展を期する日として、開港記念日を設ける。

### (開港記念日)

第2条 開港記念日は、6月2日とする。

### (市の取組)

第3条 横浜市は、開港記念日の趣旨にふさわしい取組を行うよう努めるものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〔募集期間〕 令和6年12月20日（金）から令和7年1月20日（月）まで

〔応募方法〕 横浜市電子申請・届出システム、電子メール、FAX、郵送  
(詳細は、最終ページの「応募方法」をご覧ください)

電子申請・届出システムの応募フォームはこちら⇒





# ご意見の募集について

1. 「(仮称)横浜市開港記念日条例」の制定に対する、ご意見・お考えをお寄せください。
  2. 応募いただく際には、次の項目についてもあわせて記載してください。  
①あなたの年代を教えてください。(10代以下、20代、30代、40代、50代、60代、70歳以上)  
②お住まい又はお勤めの区名を教えてください。  
(○○区在住または○○区在勤(在学)とご記載ください。市外の方は「市外」とご記載ください)

※応募方法については裏面をご覧ください。

\*記入欄が足りない場合は別紙をお付けください。

また、提出の様式は決まっていませんので、他の様式でも構いません。

ご意見欄:

①あなたの年代を教えてください。(該当するものに○をつけてください)

10代以下 / 20代 / 30代 / 40代 / 50代 / 60代 / 70歳以上

②お住まい又はお勤めの区名を教えてください。(○○区在住、○○区在勤、市外の方は「市外」とご記載ください)  
\_\_\_\_\_区 在住 / 在勤・在学 / 市外 (←該当するものに○をつけてください)

\*電話や口頭でのご意見の応募はできませんのでご了承ください。

また、いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。いただいたご意見は、横浜市会の市会運営委員会に資料として配付させていただく予定です。

※ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「横浜市会個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

**募集期間**

令和6年12月20日(金)～令和7年1月20日(月)

**応募方法**

次のいずれかの方法で提出してください。

問合せ先

横浜市会議会局議事課

TEL 045-671-3044

**①横浜市電子申請・届出システム****②電子メール** [gi-kaikou0602@city.yokohama.lg.jp](mailto:gi-kaikou0602@city.yokohama.lg.jp) ※件名を「市民意見募集」とし、ご意見等をメール本文に記載してください。**③FAX** 045-681-7388 ※前頁の回答欄をご利用ください。件名は「市民意見募集」としてください。**④郵送** 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市会議会局議事課

※下記封筒を切り取ってご利用ください。(1月20日消印有効)



のりしろ

※電子申請・届出システムによる  
応募フォームはこちら⇒

2 3 1 - 0 0 0 5

お手数ですが  
所定の金額分の  
切手をお貼り  
ください。横浜市中区本町 6  
- 50  
- 10横浜市会議会局議事課  
〔仮称〕横浜市開港記念日条例  
意見募集担当  
行

のりしろ

のりしろ

※電話や口頭でのご意見の応募はできませんのでご了承ください。  
また、いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。